

令和3年度（2021年度）西宮教育の推進方針決定の件

令和3年度（2021年度）西宮教育の推進方針を次のとおり作成する。

令和3年2月3日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司 郎

令和3年度(2021年度)西宮教育の推進方針

西宮市教育委員会は、市のまちづくりの目標である「未来を拓く 文教住宅都市・西宮～憩い、学び、つながりのある美しいまち」を実現するために、「夢はぐくむ教育のまち西宮」を教育推進の理念に掲げ、西宮教育の振興に取り組みます。

教育の推進にあたっては、基本的な人権尊重の精神を根幹とし、自然との出会い、社会との出会い、そして人との出会いにより織りなされる成長と学びを大切にします。更に、学校や社会での学びに対する関心意欲を高め、一人ひとりが志を持ち可能性を開花させていく創造的な営みも大切にします。

1 はじめに

平成30年(2018年)6月、今後5年間の教育行政の指針となる第3期教育振興基本計画が閣議決定されました。2030年以降の「超スマート社会」「人生100年時代」の到来を見据え、生涯学び続けることがより必要になるとし、生涯にわたる一人ひとりの可能性とチャンスを最大化することを目指して、5つの基本方針と21の政策目標が挙げられています。

本市においても、国の計画を参酌して第5次西宮市総合計画・基本計画で策定した7つの施策と19の取組内容を西宮市における教育振興基本計画とし、令和5年度(2023年度)までを計画期間として教育の推進を図ります。

教育と学習をより統合的に捉え、生涯学習の理念の下、社会教育と学校教育の連携強化を図り、学校運営協議会の活動と地域学校協働活動を一体的に推進する西宮型コミュニティ・スクールの設置により、学校教育での地域人材の活用や学校施設の有効活用を更に進めるなど、「夢はぐくむ教育のまち西宮」の実現に取り組みます。

2 新年度の主要な施策・事業

(1) 子供・子育て支援

①乳幼児期の教育・保育環境の充実

幼児教育は生涯における教育の根幹をなすものであり、乳幼児期における公立幼稚園の役割として、直接体験することの大切さ、体験を通じた遊びからの学びなど、これまで本市が培ってきたものを継承していきます。また、公教育の始点である公立幼稚園の均質的な保育の質を向上させ、小学校との円滑な接続期の教育を進めていきます。

年々増加傾向にある特別な支援が必要な児童や要保護児童への対応など、多様な教育的ニーズに対応する拠点としての役割を果たしていくことを目標とします。

また、地域、保護者や各関係機関に対して、近隣の子育て支援施設への保育公開や情報提供を行うとともに、地域における幼児期の教育の研修機会を提供するなど、幼保小の連携を意識し、これまで実施してきた西宮市幼稚園・保育所・小学校連携推進事業「つながり」を継続していきます。

生瀬地域における保育を必要とする就学前児童の受入枠の拡大を目的に、令和2年(2020年)9月に生瀬幼稚園を生瀬小学校内に移転しました。このことにより、幼稚園と小学校との連携・交流をこれまで以上に充実させることが可能となります。

このほか、本市の懸案となっている保育所の待機児童対策の一環として、本来、保育を必要とする0歳から2歳の受け皿となっている小規模保育事業を、国の国家戦略特別区域法を活用することにより1歳から3歳までの対象とし、その卒園児を公立幼稚園で受け入れる「(仮称)連携公立幼稚園事業」の検討を進めています。幼稚園では令和4年度(2022年度)から受け入れを行う予定です。

(2) 学校教育

①教育環境の整備

小学校及び中学校に良好な教育環境を整備する観点から、各校の児童生徒数の推移を踏まえ、適正な学校規模等のあり方の検討に継続して取り組みます。

令和2年(2020年)4月に開校した西宮市立総合教育センター付属西宮浜義務教育学校については、校区外からの就学を可能とする「通学区域特認校」制度を採用しており、今後も市政ニュース

やホームページなどの広報媒体による特集を組むほか、幼稚園や保育所への個別の説明会の開催など、広く市民への周知に努めていきます。

②幼稚園・小学校・中学校教育の充実

平成30年度(2018年度)より全面実施されている幼稚園教育要領に加え、昨年度より小学校で、本年度より中学校で学習指導要領が全面実施となることを踏まえ、授業改善、学習評価等においてより具体的な取組みを進めます。今回の改訂では、これまでも子供たちにはぐくもうとしてきた「生きる力」が資質・能力として具体化され、教育課程を通して「何ができるようになるか」が求められています。そのために、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で整理された目標や各教科等の内容に基づき、保育や授業の改善を行うことが必要となります。

幼稚園教育については、教育活動全体を通してはぐくむ資質・能力が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として示されています。各領域で示されたねらい及び内容に基づく活動全体を通して、これらの姿が現れるよう研究及び実践を進めます。

各教科等の指導においては、「主体的・対話的で深い学び」を目指し、各校や担当者会等で研究を進めます。また、学習評価についても、観点の整理(知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度)を行い、単元や題材のまとまりでの評価活動、パフォーマンス評価等の研究を進めます。さらに、学習評価が子供の学びの評価のみにとどまらず、教育課程や学習・指導方法の改善・発展にもつながるよう、カリキュラム・マネジメントの一環としての研究を進め、教育活動の質の向上を図ります。

外国語教育については、小学校3・4年生の外国語活動と5・6年生の外国語科の指導と評価の充実を図ってまいります。中学校においては学習指導要領の全面実施となることから、その趣旨を基に小学校からの学びの連続性を踏まえた教育課程及び学習評価について研究を進めます。

更に、令和時代の学校教育においては、多様な子供たちの資質・能力を育成するための個別最適な学びと社会につながる協働的な学びの充実が求められます。本市では、令和2年度(2020年度)末までに、GIGAスクール構想に基づく1人1台端末の配付が完了しました。今後は、これまでの教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、新学習指導要領を着実に実施していくことが大切です。令和3年度からのGIGAスクール構想の本格実施に向け、関連する施策が総覧できるものとして取りまとめた「GIGAスクール・スタート・パッケージ」に基づき、児童生徒及び教職員に対する支援や環境整備等を進めてまいります。「すぐにでも」「どの教科でも」「誰でも」取り組めるよう、実践に基づく知見を集め、研究を進めていきます。

また、学力向上プロジェクトとして行ってきた市の学力調査による児童生徒の実態を踏まえ、サポートプランによる学校ごとの支援を進めます。

③高等学校教育の充実

市立高等学校については、拡大された通学区域の中において、生徒にとって「通いたい、そこで学びたい」と思える学校づくりを進めるために、学習指導、生徒指導、部活動指導をバランス良く充実させます。次年度の新学習指導要領の年次進行での実施に向けての授業改善や、大学入試改革への対応に向けた取組みを進めます。また、生徒会や部活動等による地域貢献活動を活性化、成年年齢引き下げに対応する主権者教育や消費者教育の充実など、社会とのつながりを意識した教育を進めます。更に、市立高等学校パワーアップ事業等により、先端研究を進めている大学、高度な専門性を持つ機関や企業等から学ぶ機会を提供するなど、生徒の期待に応じる特色化を図ります。

また、新時代に対応した高等学校教育の在り方として、STEAM教育などの教科横断的な学習を推進するカリキュラムを検討し、問題発見・解決力を備えた人材の育成に努めます。更に、今後、義務教育段階で1人1台端末をスタンダードな学習ツールとして学んできた生徒が入学してくることを踏まえ、高等学校教育においても、個別最適化された学びと社会とつながる協働的な学びが実現されるようICT環境を基盤とした先端技術を活用していきます。具体的には、令和4年度(2022年度)からBYODによる1人1台端末を実現します。

④特別支援教育の充実

特別支援教育では、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築に向けた取り組みを推進します。子供一人ひとりの教育的ニーズを把握し、合理的配慮が提供されるよう個別の教育支援計画や個別の指導計画を策定し、適切な指導及び必要な支援を行います。交流及び共同学習の推進、教職員の専門性の向上、校内委員会を中心とした支援体制の構築、学校・家庭・関係機関（医療・保健・福祉・労働）の連携などについて取り組みを進めます。西宮養護学校においては、新校舎への移転により、障害の状態に配慮された環境の中で学習活動の充実を図り、ICT機器を活用した学習にも取り組みます。また、令和3年（2021年）9月1日より学校名を「西宮市立西宮養護学校」から「西宮市立西宮支援学校」に改名し、特別支援教育のセンター的機能の更なる充実を目指します。

⑤学校生活の安全・安心

子供たちが安全な環境の中で、安心して学校生活を送れるよう事案発生時の早期対応と適切に解決する体制整備に取り組み、子供たちが安心して通える魅力ある学校づくりを推進していきます。

児童虐待、いじめ、不登校、子供の貧困、保護者対応など、学校だけでは解決が困難な課題が多く、また、子供が抱える問題も多様化していることから、今まで以上に福祉や医療などに関する視点での、学校への支援が必要となっています。そこで、全中学校区に配置されたスクールソーシャルワーカーや、県費によるスクールカウンセラー、市費による心の教育相談員、各種の相談員・支援員の活動により、子供自身や子供の置かれた環境に働きかけるよう努めてまいります。

学校問題解決支援チームによる助言や支援を行うとともに、必要に応じて弁護士への相談等を行います。いじめ防止等については、「未然防止」「早期発見」「早期解決」を基本的な考え方とし、「西宮市いじめ防止基本方針」に基づき、学校の取り組みを支援します。あわせて、教育委員会内に設置しているいじめに関する相談窓口の周知を図り、学校と連携した取り組みを続けます。また、必要に応じて校内研修会等に弁護士を講師として派遣することで、教職員のいじめの認知力や対応力等の向上を目指します。県費加配教員としての生徒指導担当教員等が配置されていない学校の中で、生徒指導上、困難な状況にある小学校には、引き続き会計年度任用職員を配置し、生徒指導事案への早期対応と解決、校内生徒指導体制、学力向上推進体制の構築を図ります。不登校児童生徒への対応については、多様な要因や背景によって誰にでも起こりうることとして認識し、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指した支援が大切です。そのために、行政機関や学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚して支援について考えることができるよう、引き続き「不登校対策庁内検討委員会」において、更なる支援の可能性について協議を進めます。また、教育支援センターについては、教育委員会とこども未来センターが連携を強化しながら、児童生徒の支援体制を拡充します。

学校給食においては、安全・安心な学校給食を提供するとともに、「学校給食献立作成・アレルギー管理システム」を利用することでヒューマンエラーによるアレルギーのチェック漏れをなくし、誤食の未然防止に努めます。

⑥心や体の育ちを支える教育活動の充実

道徳教育や人権教育を中心として豊かな心をはぐくむとともに、体験活動や運動に親しむ機会を提供し、心と体の育ちを支えます。優れた芸術作品や音楽の鑑賞、トップアスリートとの出会いや様々な運動に取り組む機会の提供は、子供たちの芸術やスポーツへの関心を高めるだけでなく、将来に向けた夢を与え心身の健やかな成長にもつながります。また、学校で学んだことを深化させ、実生活と結び付けていくためには、自然学校や環境学習、トライやる・ウィークなどの体験活動を意図的に仕組むことも大切です。加えて、国際交流、地域の方々との交流や福祉体験等も日々の学習の中に位置付けていくことで、実生活での様々な気づきを促すことができるよう取り組みを進めます。

⑦教職員の力量向上と勤務時間の適正化

教職員の研修については、教育公務員特例法等の一部を改正する法律の趣旨を踏まえ、職責、経験や適性に応じて資質向上を図る計画的な研修を実施し、市民から信頼される学校づくりを進めます。

す。また、西宮浜義務教育学校内の総合教育センター分室では現場と連携しての研究・研修を進め、その成果を市内に広めていきます。

なお、勤務時間の適正化については、教職員の健康及び福祉の確保を図り、持続可能で効果的な教育活動を行うため、定時退勤日・ノー会議デーの実施、西宮市立中学校部活動方針に基づくノー部活デーの実施、校務支援システム等の活用を含めた負担軽減に継続して取り組みます。

⑧計画的・効率的な学校園施設の整備

学校園施設の整備については、老朽校舎の解消とあわせて良好な教育環境の整備・改善を優先課題として位置づけ、対応すべき優先度の高い学校から順に、校舎増改築による教育環境の改善に取り組んでいるところです。香櫨園小学校については、新型コロナウイルス感染症の影響により延期していた運動場整備を実施します。また、春風小学校については、校舎の全面改築工事が完了したため、引き続き旧校舎の解体、運動場整備等を行います。安井小学校については、既存北・西校舎の解体、校舎増改築工事に着手します。瓦木中学校については、校舎増改築とあわせて一部校舎を長寿命化改修するため、設計を進めながら先行工事及び仮設校舎の設置に着手します。西宮養護学校については、令和3年(2021年)7月(予定)の竣工後、仮移転先の旧尼崎養護学校を退去し、甲子園春風町の新校舎で教育活動を再開します。

また、学校施設の老朽化の進行により、今後、施設の整備需要の増加が見込まれることから、安全性を確保しつつ財政負担の平準化と軽減を図ることを目的として、計画的な修繕、改修、改築などを実施するために策定した「学校施設長寿命化計画」に基づき、外壁改修や屋上防水、トイレ改修等、予防保全型の改修による施設の長寿命化を進めるとともに、同計画で今後15年程度改修対象とならない築40年以上のトイレを対象に部位改修及び洋式便器化を簡易的に行い、いわゆる学校トイレの5K(臭い、汚い、暗い、怖い、壊れている)について環境改善を促進します。

更に、建築基準法の基準に適合しないブロック塀が学校に一部残存しているため、令和6年度(2024年度)の完了を目途に撤去改修を進め、安全な環境を確保します。

なお、児童生徒数の減少に伴って学級数が減少する学校においては、市全体の公共施設マネジメントの観点から維持管理コストを縮減するため、令和元年度(2019年度)に策定した「学校施設の有効活用基本方針」に基づき、良好な教育環境を確保したうえで転用可能な教室を、他の公共施設へと有効活用していきます。

(3) 青少年育成

①青少年健全育成体制の充実

青少年関係団体に対して適切な活動支援を行うことで、地域における青少年健全育成活動の促進を図ります。また、青少年の生きる力をはぐくむ効果的な体験活動を推進するとともに、将来教員や保育士といった指導者を目指す高校生や大学生等を支援するため、青少年リーダー育成制度において、学習の機会と活動の場を提供します。非行化防止の取組みとしては、家庭や地域、学校及び関係教育機関と相互に連携し、問題行動の把握に努め、青少年補導委員による「愛の一声運動」や街頭補導、広報・啓発活動、環境浄化活動を推進します。

②地域・家庭の教育力の向上

これからの変化の激しい社会を生きる子供たちのために、社会総がかりで子供たちへの教育に携わることが重要です。そのためには、保護者や地域住民も教育の当事者となり、目指す子供像や家庭や地域の中での学びについて話し合い、目標・ビジョンを共有していくことが必要です。持続可能な形で、保護者や地域の意見を学校運営に反映することができるしくみである「西宮型コミュニティ・スクール」の導入を進め、協働による地域とともにある学校づくりを通してはぐくまれる絆を地域の活性化につなげていきます。学校運営協議会を設置する学校には、地域学校協働活動推進員を新たに配置し、学校運営協議会の活動と地域学校協働活動が一体的に推進される体制づくりを目指します。

家庭教育支援の充実に向けて、入学説明会等多くの保護者が集まる学校行事に合わせた出張講座を拡充するとともに、地域で主体的に家庭教育に関わる活動を実践している団体を公募し、協働す

ることにより保護者に対する多様な学習の機会や情報提供の充実に努めます。

③留守家庭・放課後等の児童育成

地域の方々の参画を得て放課後子供教室事業を推進し、放課後等に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを実施することにより、子供たちが地域の中で、心豊かで健やかにはぐくまれる環境づくりに努めます。

また、放課後等に自由な遊び場や学びの場を提供して子供たちの社会性や協調性をはぐくむ子供の居場所づくり事業についても引き続き推進します。更に、留守家庭児童育成センターの待機児童対策にもつながるよう運営方法を見直した放課後キッズルーム事業については、より効果的に実施できるよう検討を行い、今後の事業のあり方を明確にした上で拡充を図ります。

(4) 人権・多文化共生・平和

①人権問題の解決

人権侵害が後を絶たない状況がある中、全ての人の人権が尊重され、保障される社会の実現を図るため、「第2次西宮市人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、西宮市人権・同和教育協議会への支援と協働を進めます。また、平成28年度(2016年度)に、いわゆる人権三法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法が施行されたことを踏まえ、様々な分野での人権教育・啓発に努め、人権文化の普及・定着を図ります。

令和2年(2020年)4月に人権施策の一体的かつ効率的な推進を図るため、市民局に教育委員会から人権教育推進課を移管し、教育委員会には、社会教育部参事(人権教育推進担当)を配置しました。市民一人ひとりが「気づきから行動へつながる」ように、市民のライフステージに応じた効果的な教育・啓発を引き続き推進します。

(5) 生涯学習

①生涯学習社会の推進

「学び つながり ささえあうまち ～文教住宅都市にしのみや～」を目指す将来像として、令和3年(2021年)3月に「西宮市生涯学習推進計画」を策定しました。市民一人ひとりが生涯を通じて学び、誰もが学びを通じてつながり、支え合い、安心して暮らすことができる持続可能なまちづくりにつなげていくことを目指します。市民の誰もが、年齢や性別、障害の有無等にとらわれず、学びたいときに学び、学びの成果を社会に還元できるよう、学校や地域団体、社会教育関係団体、NPOなどと連携・協働して、地域コミュニティに貢献するきっかけづくりや人材育成の充実に努めます。

令和3年(2021年)4月に、図書館・公民館・郷土資料館の社会教育機関と文化財の保護に関する事務を市長事務部局へ移管しました。生涯学習審議会、生涯学習推進本部における議論を踏まえ、全庁的な生涯学習の推進体制を確立し、市長と教育委員会が連携を密にして、学校教育を含む各教育施策の連携強化、生涯学習関連事業の効率化などに取り組みます。

②図書館など生涯学習関連施設の機能充実

図書館では、平成31年(2019年)3月に策定した「西宮市立図書館事業計画」に基づき、文教住宅都市にふさわしい情報拠点として、市民の多様なニーズに応え、知的好奇心を満たすことができるよう蔵書等の充実を図るとともに、市民誰もが居場所として気軽に情報に接することができる環境づくりに努めます。また、生活上の課題や地域課題の解決支援のため、司書の専門性を生かした調査・相談サービスなどを向上させ、「知のインフラ」としての図書館機能を充実させます。更に、平成31年(2019年)3月に策定した「西宮市子供読書活動推進計画」に基づき、子供の豊かな人間形成のため、地域における子供の読書活動の拠点として児童書や児童コーナーの充実を図り、発達段階に応じた読書活動を推進します。

公民館では、学習活動を通じた地域づくりの拠点として、地域住民の多様な利用を促進するとともに、生涯学習のコーディネート機能の充実を図ります。地域住民が課題解決に向け主体的に取り組む地域学習推進員会事業や、主催事業の宮水ジュニア事業、民間の教育力を活用した公民館活用

促進プロジェクトにおいて、学びを求める人と教えることを望む人の橋渡し役を公民館が果たすことにより、地域における生涯学習の推進に取り組みます。

また、生涯学習関連施設のあり方を検討し、施設と学芸員、司書などの人的資源と合わせて、総合的に市民の生涯学習を推進する体制構築に向けて取り組みます。

③学校教育との連携

子供の教育を、学校にのみ委ねるのではなく、地域人材や大学、民間企業などを活用した、学校教育へのアウトリーチ活動を緩やかにネットワーク化し、多様化・高度化する学習ニーズに対応するなど、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた取組みを進めます。また、公立図書館と学校図書館との連携を強化し、子供の学習や読書活動の推進に取り組みます。

(6) 文化芸術

①文化財の保存と活用

「文化財を市民文化の向上に生かす」との理念を掲げ、平成 26 年度(2013 年度)に策定した「西宮市における文化財の保存と活用に関する総合的な計画」について、文化財保護法(平成 31 年 4 月施行)に基づき、「文化財保存活用地域計画」(法第 183 条の 3)への改定を行い、文化庁認証を得る事業を継続します。

重要文化財では、国指定西宮神社表大門及び大練塀の保存修理事業(3 年目)のほか、指定文化財の緊急保存修理事業を実施します。記念物では、市指定史跡の整備に向けた事業に着手するほか、県市指定記念物では文化財保存会等との協働を通して保存と活用を進めます。埋蔵文化財では、国庫補助事業市内遺跡等発掘調査等事業等を継続して行います。郷土資料館では、第 36 回特別展示「街道と生きる一宿駅生瀬の歴史と文化財一」として宿駅「生瀬」を江戸時代交通史の中に位置付け、市指定文化財浄橋寺文書ほか古地図等を展示します。15 年目となる文化財調査ボランティア「西宮歴史調査団」では、悉皆調査を継続し文化財に関わる層の拡大を図ります。名塩和紙学習館では、学校団体の実習・見学受入れの円滑な実施のほか、紙すき実習講座の工夫に取り組みます。郷土資料館利用者の拡大を図るため、市内外の博物館等関係機関との新たな連携事業の実施を目指します。郷土資料館及び名塩和紙学習館の来館者の安全・安心・快適な利用及び収蔵資料の適切な保管のため、施設の維持管理事業を継続します。

(7) 住民自治・地域行政

①地域力の向上

地域課題の解決に取り組む人材を育成するため、市民性(シチズンシップ)をはぐくむ学習機会や、多世代の人が交流する場の提供がますます必要となっています。公民館における、地域住民による主体的な地域学習の取組みを、今後も継続して実施し、地域人材の育成と地域課題の解決につなげていきます。

②コミュニティ拠点施設の有効活用

本市は、「地域における施設の総合的有効活用方針」において、公民館を含む市民集会施設について、地域の拠点施設として存続させることとしており、地域住民の居場所や交流の場として集会施設全体の枠組の検討に参画し、利便性の向上と施設の有効活用に取り組みます。また、公民館の計画的な修繕を行い、施設の良好な状態を維持します。平成 30 年度(2018 年度)より着手したトイレの洋式化工事を引き続き行います。

3 おわりに

本市では、市長、教育長及び教育委員で構成する総合教育会議で協議を行い、令和 3 年(2021 年)3 月に西宮市教育大綱を改定しました。本市の教育・子供施策の礎と位置付けています。今後とも教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しながら、教育施策に関する予算の編成・執行や条例提案等の重要な権限を持つ市長と、教育行政の執行機関である教育委員会が十分な意思疎通を図り、本市の教育課題やあるべき姿を共有して、市民の意思を的確に反映した教育行政を推進します。